様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

科研費
KAKENHI

令和　元 年　 ６ 月 １２ 日現在

機関番号：３２６６０

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：１５Ｋ２１４０４

研究課題名（和文）障害者雇用・教育制度の政策評価および適切な生活評価手法の開発

研究課題名（英文）Policy evaluation of Japanese disability employment and education system and theoretical analysis on desirable well-being indices

研究代表者

坂本　徳仁（Sakamoto, Norihito）

東京理科大学・理工学部教養・准教授

研究者番号：００５１３０９５

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題の成果として、①障害者雇用に関する先行研究も含めた再検証作業を行い、納付金、特例子会社、罰則の効果や役割についての知見を深めた、②障害者教育の精緻な分析のために必要となる調査項目や収集方法について検討を進めた、③性能の良い福祉指標のクラスとして、(a) 消費バンドルの最低評価に基づいて判定する方式と (b) 中位評価をもつ個人に判定させる方式、の二つの方法があることを解明した、④潜在能力アプローチの理論的性質を解明し、潜在能力集合の共通部分を極大化するという形で福祉の平等を促進するアプローチには異なる利用能力をもった個人の多様な生を評価できない問題があること、の4点が得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義
①障害者雇用において理解が不十分であった納付金、罰則、特例子会社の効果などについて理解が深まることで今後の改善に役立つ知見が得られたこと、②障害者教育を考察する上で必要となる調査項目や収集方法についての理解が深まることで、科学的根拠に基づいた教育を推進・整備する効果が期待できること、③理論的に性能の良い福祉尺度のクラスが解明されることで精緻に生活水準を測定可能になったこと、④障害者福祉政策を評価する上で潜在能力アプローチがどのような性質をもち、現実に使用するためにはどのような問題を考慮しなければならないのか厳密に解明されたこと、といった点に本研究の大きな学術的・社会的意義が存在する。

研究成果の概要（英文）：This project analyzes the following three topics: (i) reexamination and empirical analysis on the policy effect of Japanese disability employment system (especially, levy-grant scheme, special subsidiary company system, and punishment) on disability employment, firm's profit, and workplaces; (ii) construction of questionnaire for estimating effects of education system with special needs on children's academic achievement, various psychological aspects such as happiness and self-esteem, and educational years; (iii) development of a class of desirable well-being indices satisfying dominance principle; (vi) theoretical analysis and axiomatic characterizations on allocation rules based on the two notions of equality of capabilities.

研究分野：厚生経済学、社会選択理論、社会保障の経済学

キーワード：障害者雇用政策　障害者教育政策　ミクロ計量経済分析　潜在能力アプローチ

様　式　C－１９、F－１９－１、Z－１９、CK－１９（共通）

１．研究開始当初の背景

2010 年の OECD 報告書 Sickness, Disability and Work: Breaking the Barriers で指摘されているように、障害者の相対的貧困率や失業率は健常者の 2 倍になることが知られている。20 世紀後半以降、障害者の雇用・教育支援は福祉国家の枠組の中で制度化され、幾度かの拡充の機会があったものの、障害者の生活状況は依然として厳しい水準に留まっている。

本研究課題では、申請者のこれまでの研究を発展させて、①日本の障害者雇用割当・納付金制度の有効性を精緻に評価するために、パネルデータに基づいたミクロ計量分析を行うこと、②日本の障害者雇用・教育施策の政策評価を行うこと、③障害者の生活状況を的確に把握するために､人々の選択機会も含めた多様な生活評価手法を開発すること､の 3 つの課題を分析し、日本の障害者雇用・教育支援制度に伴う諸問題の解明とその改善策を提示する。

２．研究の目的

本研究では、障害者の厳しい生活状況を改善し、教育・就労面での社会参加を促進することを目指して､本課題は ①日本の障害者雇用施策の有効性を信頼性の高い計量的手法に基づいて評価すること、②障害者が自尊心をもって社会に参加するためにはどのような教育・就業支援が必要であるのか模索すること、③障害者の生活状況を適切に評価するために、従来の所得・厚生といった一次元の指標ではなく、障害者の選択機会も取り入れた柔軟な指標を開発・運用すること、の 3 点を研究の目的とする。

３．研究の方法

前述の目的を達成するために、本研究では、①障害者雇用に関する先行研究も含めた再検証作業を行い、納付金、特例子会社、罰則の効果や役割について検証する、とりわけ毎年度の 47 都道府県の民間企業の障害者雇用状況について情報開示請求を行い、得られたデータを整備してパネルデータに基づいた検証作業を行う、②障害者教育の精緻な分析のために必要となる調査項目や収集方法について検討する、③性能の良い福祉指標のクラスを解明するために、Dominance 基準（個人 i が個人 j よりも消費・資産・健康状態のどの面においても厳密によい場合には個人 i の方が個人 j よりも豊かであると判定する基準）を満たす豊かさの尺度のなかで好ましい性質をもつ評価尺度のクラスを探求する、④障害者の多様な生を評価するためにアマルテイア・センの提唱する潜在能力アプローチの理論的な性質と実際に運用する際の問題点があるか理論モデル分析によって検証する、といった方法論を用いた。

４．研究成果

上記の 4 つの研究方法に従って分析を進めた結果、本研究で得られた成果は以下のようにまとめられる。

①　障害者雇用制度の政策表に関する分析：

障害者雇用制度に関するこれまでの研究成果をまとめた結果、①納付金は一部の産業においては雇用促進の効果が認められ、生産性への悪影響も軽微である可能性が高いこと、②大企業における障害者雇用促進の背景には特例子会社の影響が大きいこと、③一部の先行研究では、罰則としての「障害者雇用率未達成企業の公表」が企業株価に逆の影響を与えて、罰則として機能しないという結果が報告されていたが、株価に与える他のイベントの影響を偶然拾っただけの可能性が高く、現時点で罰則が逆効果をもつという主張は根拠に乏しいこと、などが解明された。今後は、得られたパネルデータの更なる分析を進めて、障害者雇用をまったく達成しない企業の行動の分析や都道府県ごとに異なる障害者支援策や地域性についての影響を考慮に入れて更なる検証を進める予定である。

②　障害者教育の分析に必要となる調査項目・収集方法の検討：

科学的根拠に基づいた障害者教育の研究を推進・整備するために必要となる調査項目・収集方法について分析を行った結果､健常児の教育の分析の場合に必要となる個人属性､家庭環境､学校資源の情報の他に、障害者教育に特有なデータとして、(a) 個人属性には、障害の種類、障害の程度、障害の発生時期（先天性・後天性)、補助機器との相性、両親の障害状況（両者がろう者の児童は言語能力が高くなる傾向にあるため)、といった情報が新たに必要になること、家庭環境の情報としては、就学前教育の状況、習い事、教育方法（普通、特別支援学級、特別支援学校など)、学校における主要なコミュニケーション手段と使用頻度、家庭における主要なコミュニケーション手段と使用頻度、などのデータが必要になることが考えられる。

これらのデータを入手することで、たとえば、各種教育の方法が、障害児童の心理尺度（自尊心・幸福感）に及ぼす影響や、進学・進路に及ぼす影響、雇用・所得に及ぼす影響、社会的繋がりに及ぼす影響などの重要な教育問題を分析する際に役立つことが予想される。

③　Dominance 基準を満たす性能の良い豊かさの尺度の探求：

Dominance 基準（個人 i が個人 j よりも消費・資産・健康状態のどの面においても厳密によい場合には個人 i の方が個人 j よりも豊かであると判定する基準）を満たす豊かさの尺度のなかで好ましい性質をもつ評価尺度のクラスを探求した結果、全員一致の評価を尊重し、かつ分

離可能な性質をもつ評価尺度のなかの合理的なクラスとして以下の二つがあることを示すことに成功した。第一の評価尺度は、各人の豊かさをその個人の消費状況における最低評価に基づいて判定する尺度である。この尺度のもとでは、各人の豊かさは「誰の目から観ても最低でも x 円以上の生活水準が保証される（他の解釈として、誰の目から観ても最低でも消費水準 x を消費していることと同等以上の生活水準が保証される）」という意味をもっており、ある程度の合理性をもった尺度として利用することができる。 第二の尺度は、中位評価尺度であり、この尺度のもとでは、中位選好の評価をもつ個人がすべての個人の生活水準を評価する形になる。この尺度は、極端な評価をもつような個人の影響を排除できるとともに、パレート効率性を満たすという長所をもつ。いずれの尺度も各人の評価をある程度は尊重した上で、Dominance 基準を満たすという好ましい性質を持っているため、今後の実用化に向けて更なる検証を進めていく予定である。

④　潜在能力アプローチの理論的性質および問題点の解明：
　各人の潜在能力集合の価値を均等にする「平等ルール（どんな人も同じだけの価値をもつ潜在能力が保証されるルール）」と、各人の潜在能力集合の共通部分を極大化する「共通部分極大化ルール（すべての人が選択可能な領域が最大限保証されるルール）」の二つのルールがどのような理論的性質をもつのか公理的な分析方法によって解明し、(a)効率性の公理（各人の潜在能力集合の価値や機能の価値をパレートの意味で改善できないという意味で資源の分配に無駄のない状況を要求する公理）、(b)均等処遇の公理（同じ利用能力をもつ個人には同じだけの潜在能力を保証するという形での平等性を要求する公理）、(c) 順序保存の原理（経済環境の外生的な変化が起きた場合に、変化前に同じだけの生活水準を保証されていたと判定される個人は、経済の変化後であっても同じだけの生活水準を保証されるという意味での公平性を要求する公理）、の三つの公理群によって特徴づけられることを示した。公理的な分析によって二つのルールの基本的な違いは、平等ルールは潜在能力集合全体の情報を利用すること、共通部分極大化ルールは各人の潜在能力の上方境界部分のなかで他の個人にも選択可能な相対的に恵まれない領域の情報を利用すること、にあることが判明した。
　さらに、共通部分極大化ルールは「全員が選択可能な領域」を可能なかぎり拡大しようとするため、資源配分上で各人の潜在能力集合を均質化しようとする働きがあることを数学的に解明した。この結果として、共通部分には含まれない各人の潜在能力集合の領域が無視されてしまうことで個人の多様な生を評価する際には問題が発生することが明らかになった。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計　３件）

① Norihito Sakamoto“Equity Criteria Based on the Dominance Principle and Individual Preferences: Refinements of the Consensus Approach,” RCNE Discussion Paper Series 5, 1-24, 2018.

② Yuko Mori and Norihito Sakamoto“Economic Consequences of Employment Quota System for Disabled People: Evidence from a Regression Discontinuity Design in Japan,” Journal of the Japanese and International Economies, 48: 1-14, 2018.

③ Norihito Sakamoto “Characterizations of Social Choice Correspondences Based on Equality of Capabilities in a Pure Exchange Economy2017,” RCNE Discussion Paper series 4, 1-21, 2017.

〔学会発表〕（計　９件）

① Norihito Sakamoto “The Economic Effects of Japanese Disability Employment System on Employment, Productivity, and Workplace,” AIRAANZ Conference, 2019.

② Norihito Sakamoto “Equity Criteria Based on Dominance Principle and Pareto Principle,” The 14th Meeting of the Society for Social Choice and Welfare, 2018.

③ Norihito Sakamoto and Naoki Yoshihara “Axiomatic Characterizations of Common Capability Maximin Rules in Economies with Multiple Types of Resources,” 規範経済学研究会, 2019.

④ Norihito Sakamoto and Reiko Gotoh “Maximizing Common Capabilities and Increasing Similarity of Capabilities,” HEIRS 2018 Conference, 2018.

⑤ Norihito Sakamoto “A Class of Equity Criteria Based on Dominance Principle and Individual Preferences: A New Concept of Economic Equity,” 2017 Conference on Economic Design, 2017.

⑥ 坂本徳仁、森悠子「障がい者雇用を取り巻く現状と課題」、『日本の労働市場』ブック・カンファレンス、2017年.

⑦ Norihito Sakamoto “On Additional Items Should Be Included in PIAAC for Comparing Long-Run Academic Achievements among Persons with Disabilities,” International Conference on PIAAC and PIAAC-Longitudinal 2017 in Mannheim, 2017.

⑧ Norihito Sakamoto “Characterizations of Social Choice Rules Based on Equality of Capabilities in Pure Exchange Economies,” The 13th Meeting of the Society for Social Choice and Welfare, 2016.

⑨ Norihito Sakamoto “Reexamination of Evaluating Capability Assignments: Alternative Methods of Multidimensional Poverty Indices Approach in Terms of Opportunity-Sensitive Evaluations,” HDCA 2016 Conference: Capability and Diversity in a Global Society, 2016.

〔図書〕（計　１件）

① 川口大司 編、坂本徳仁 他、『日本の労働市場』、有斐閣、430頁、2017年.

〔産業財産権〕
○出願状況（計　0件）

○取得状況（計　0件）

〔その他〕
ホームページ等

６．研究組織

(1)研究分担者

(2)研究協力者
研究協力者氏名：森悠子
ローマ字氏名：MORI, yuko

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。